

## 埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム設置規約

### (趣旨)

第1条 農業者が高齢化・減少する中で、本県農業の競争力や持続性を確保するためには、農作業の省力化や効率化による規模拡大や経営の高度化、これまでの経験や勘として培われてきた技術・知識の見える化を実現するスマート農業技術の普及を図る必要がある。

そこで、スマート農業技術に関する各種情報発信を行うとともに、スマート農業技術を提供側及び利用側が情報交換を図る場等を提供する「埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム（以下「本会」という。）」を設置し、農業現場へのスマート農業技術の導入を促進する。

### (事業内容)

第2条 本会の事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) スマート農業技術の情報発信
- (2) スマート農業技術に関するイベントの開催
- (3) スマート農業技術に関する情報交換
- (4) スマート農業技術を利用する上で支障となっている個別課題及び課題解決のための対応策等の検討
- (5) その他スマート農業の普及推進に係る事業

### (会員)

第3条 本会に参加しようとする者（以下「会員」という。）は、次号に該当する者でなければならない。

- (1) 埼玉県内で活動している又は活動を予定している農機メーカー、農業団体、農業者、地方自治体、研究機関等で第1条の趣旨に賛同し、第2条の事業内容に協力する者。
  - (2) 会員が相互に情報交換を行うこと、本会に提供した情報を共有することに同意する者
  - (3) 反社会的勢力に該当しない者、および反社会的勢力と関わりを持たない者
- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員を除名することができる。
- (1) この規約に違反又は本会の信用を著しく害したとき
  - (2) 解散又は営業を停止したとき
  - (3) 前号に該当することが判明したとき

(4) 事務局と会員との間で、電話、電子メール、手紙等による連絡が取れなくなり、1年を越えたとき

(5) その他本会の運営に当たって重大な支障が生じると認められたとき

(入退会)

第4条 プラットフォームに入会しようとする者は、電子メール、電子申請等により、入会申込書を事務局に提出する。

2 入会申込書に記載した事項を変更する場合は、速やかに変更届を事務局に提出する。

3 退会しようとする者は、退会届を事務局に提出し、任意に退会することができる。

(普及推進協議会)

第5条 プラットフォームの運営等について協議するため、普及推進協議会を設置する。その運営に係る事項は別に定める。

(事務局)

第6条 本会の事務局は、埼玉県農林部農業支援課に置く。

(会費)

第7条 本会への入会金及び年会費は、無料とする。ただし、事業の実施や活動に伴う負担金等が必要な場合は、その都度徴収する。

2 グループの活動に要する費用は、メンバーの負担とする。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関し必要な事項は事務局が別に定める。

附則

この規約は、令和5年5月1日から施行する。

提出先：メール a4040-11@pref.saitama.lg.jp

## 埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム入会申込書

令和 年 月 日

埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム事務局（埼玉県農林部農業支援課）宛て

以下のとおり、埼玉県スマート農業普及推進プラットフォームに入会したいので、申し込みます。

法人・団体・機関名 (個人の場合は不要)	
代表者名(個人名)	
連絡先住所	
担当者氏名	
所属部署名	
役職名	
電 話	
メールアドレス	

※個人の場合は電話・メールアドレスのみ記入

### ○業種

業種 (該当箇所に○)	農業機械メーカー
	農業資材メーカー
	農業設備メーカー
	その他電機／機械メーカー
	商社／卸小売／物流
	情報通信／システム
	金融
	生産者（農業者、農業団体）
	官公庁大学／研究機関
	その他（ )

### ○プラットフォームに期待すること（アピールポイント等）

--

### ○プラットフォームのホームページへの企業・団体・機関名等の掲載について

※ 個人会員は除く。

ホームページへの掲載 (いずれかに○)	同意する
	同意しない

【お問合せ先】  
埼玉県農林部農業支援課普及活動担当  
TEL 048-830-4050  
E-mail a4040-11@pref.saitama.lg.jp

参考様式 2

提出先：メール a4040-11@pref.saitama.lg.jp

## 埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム会員情報変更届出書

令和 年 月 日

埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム事務局 あて  
(埼玉県農林部農業支援課)

以下のとおり、会員情報の変更を届け出ます。

法人・団体・機関名・個人名	
---------------	--

変更箇所

項目	変更前	変更後

### 【お問合せ先】

埼玉県農林部農業支援課普及活動担当

TEL 048-830-4050

E-mail a4040-11@pref.saitama.lg.jp

参考様式 3

提出先：メール a4040-11@pref.saitama.lg.jp

## 埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム退会届出書

令和 年 月 日

埼玉県スマート農業普及推進プラットフォーム事務局 あて  
(埼玉県農林部農業支援課)

以下のとおり、埼玉県スマート農業普及推進プラットフォームを退会したいので、届け出ます。

法人・団体・機関名 (個人の場合は不要)		
代表者名 (個人名)		
連絡先住所		
担当者名 (個人の場合は電話・メールアドレスのみ記入)	氏名	
	所属部署名	
	役職名	
	電話	
	メールアドレス	
退会理由		

### 【お問合せ先】

埼玉県農林部農業支援課普及活動担当  
TEL 048-830-4050  
E-mail a4040-11@pref.saitama.lg.jp